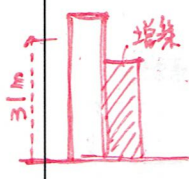


07.「既存不適格」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
01202	建築設備	非常用エレベーター	高さが31mを超えるホテルで、非常用の昇降機を設けていないことにより建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものについて増築する場合において、増築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の1/2を超えるときは、非常用の昇降機を設けなければならない。	「法86条の7」に「既存の建築物に対する制限の緩和」について載っており、その「1項」、及び、「令137条の6第一号」を訳すと、「非常用の昇降機に関する技術的基準(=法34条2項)に適合せず、法3条2項の適用を受けている建築物(=既存不適格建築物)で、当該基準(=非常用の昇降機に関する技術的基準)の適用上、増築に係る部分の高さが31mを超えず、かつ、床面積の合計が基準時における延べ面積の1/2を超えない場合、当該基準は適用されない。」とわかる。問題文は、「延べ面積の1/2を超える場合」とあるため、非常用の昇降機を設けなければならないため、正しい。(この問題は、コード「25124」の類似問題です。)	○
01053	採光・換気	石綿	石綿が添加された建築材料が使用されていることにより建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている倉庫について、基準時における延べ面積が1,200㎡のものを増築して延べ面積1,500㎡とする場合、増築に係る部分以外の部分においては、石綿が添加された建築材料を被覆すること等の措置が必要となる。	「法86条の7」に「既存の建築物に対する制限の緩和」について載っており、その「1項」、及び、「令137条の4の3」より、「石綿等に関する技術的基準(=法28条の2第一号、二号)に適合せず、法3条2項の適用を受けている建築物(=既存不適格建築物)で、当該基準(=石綿等に関する技術的基準)の適用上、増築部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の1/2を超えない場合、増築部以外の部分について、当該添加された建築材料を被覆する等の措置を行うことで、当該基準は適用されない。」とわかる。(この問題は、コード「24054」の類似問題です。 <i>現行法使用にはならない⇒既存から全撤去</i>	○
24054	採光・換気	石綿	石綿が添加された建築材料が使用されていることにより建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている倉庫について、基準時における延べ面積が1,000㎡のものを増築して延べ面積1,400㎡とする場合、増築に係る部分以外の部分においては、当該添加された建築材料を被覆する等の措置を要しない。	「法86条の7」に「既存の建築物に対する制限の緩和」について載っており、その「1項」、及び、「令137条の4の3」より、「石綿等に関する技術的基準(=法28条の2第一号、二号)に適合せず、法3条2項の適用を受けている建築物(=既存不適格建築物)で、当該基準(=石綿等に関する技術的基準)の適用上、増築部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の1/2を超えない場合、増築部以外の部分について、当該添加された建築材料を被覆する等の措置を行うことで、当該基準は適用されない。」とわかる。問題文は「被覆する等の措置を要しない。」とあるため誤り。(この問題は、コード「20043」の類似問題です。)	○
19225	構造	構造計算	「建築基準法」に基づき、現行の構造耐力に関する規定に適合しない部分を有し、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている「延べ面積1,000㎡、鉄筋コンクリート造、地上3階建ての事務所」に、エキスパンションジョイントのみで接する「床面積の合計600㎡の鉄骨造の事務所」を増築する場合、増築後の建築物の構造方法が所定の規定に適合するものであれば、既存部分は、現行の構造耐力に関する規定の適用を受けずに当該増築をすることができる。	「法86条の7」に「既存の建築物に対する制限の緩和」について載っており、その「1項」、及び、「令137条の2」を訳すと、「構造耐力に関する規定(=法20条)に適合せず、法3条2項の適用を受けている建築物(=既存不適格建築物)について増築等を行う場合、条件に応じて所定の構造方法に適合すれば、既存部分は、現行の構造耐力に関する規定の適用を受けない。」とわかる。その条件は「令137条の2各号」の3つに区分される。①「増築等の部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の2分の1を超える場合」、②「増築等の部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超え、2分の1を超えない場合」、③「増築等の部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1(50㎡を超える場合は50㎡)を超えない場合」。問題文は「増築部分の面積が既存部分の1/2を超える」ため、①の条件で、所定の規定(「第一号イ又はロ」)に適合すれば、既存部分は現行の構造耐力に関する規定の適用を受けない(問題文の場合、増築等の部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントのみで接しているため、ロを選択するが、イを選択することもできる。ただし、その構造方法については、ロよりもイのほうが厳しい)。よって正しい。 <i>昔は「1/2超えれば可」がなかった。⇒建て替え</i>	○
22111	構造	構造計算	構造耐力の規定に関して建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている既存建築物について、基準時の延べ面積が2,000㎡の図書館に、床面積1,200㎡の増築を行う場合は、増築後の建築物の構造方法が所定の規定に適合していても、既存の図書館の部分にも現行の構造耐力の規定が適用される。	「法86条の7」に「既存の建築物に対する制限の緩和」について載っており、その「1項」、及び、「令137条の2」を訳すと、「構造耐力に関する規定(=法20条)に適合せず、法3条2項の適用を受けている建築物(=既存不適格建築物)について増築等を行う場合、条件に応じて所定の構造方法に適合すれば、既存部分は、現行の構造耐力に関する規定の適用を受けない。」とわかる。その条件は「令137条の2各号」の3つに区分される。①「増築等の部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の2分の1を超える場合」、②「増築等の部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超え、2分の1を超えない場合」、③「増築等の部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1(50㎡を超える場合は50㎡)を超えない場合」。問題文は「増築部分の面積が既存部分の1/2を超える」ため、①の条件で、所定の規定(「第一号イ又はロ」)に適合すれば、既存部分は現行の構造耐力に関する規定の適用を受けない場合がある。よって誤り。	×



問題文のどこに「増築」?

*① 敷なし
③ → ② → 残
①*

07.「既存不適格」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
24133	構造	構造計算	構造耐力の規定に適合していない部分を有し、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている既存建築物に関して、基準時における延べ面積が2,000㎡の既存建築物に床面積50㎡の増築をする場合においては、増築に係る部分が現行の構造耐力の規定に適合し、既存建築物の部分の構造耐力上の危険性が增大しない構造方法とすれば、既存建築物の部分には現行の構造耐力の規定は適用されない。	「法86条の7」に「既存の建築物に対する制限の緩和」について載っており、その「1項」、及び、「令137条の2」を訳すと、「構造耐力に関する規定(=法20条)に適合せず、法3条2項の適用を受けている建築物(=既存不適格建築物)について増築等を行う場合、条件に応じて所定の構造方法に適合すれば、既存部分は、現行の構造耐力に関する規定の適用を受けない。」とわかる。その条件は「令137条の2各号」の3つに区分される。①「増築等の部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の2分の1を超える場合」、②「増築等の部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超え、2分の1を超えない場合」、③「増築等の部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1(50㎡を超える場合は50㎡)を超えない場合」。問題文は、増築部分の面積が延べ面積の1/20以下で、50㎡以下であるため、③に該当する。よって、増築部分が現行法規に適合し、既存部分の構造耐力上の危険性が增大しない構造方法(エキスパンション・ジョイント等)とすれば、既存部分には現行の構造耐力の規定は適用されない。(この問題は、コード「22112」の類似問題です。)	○
22112	構造	構造計算	構造耐力の規定に関して建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている既存建築物について、基準時の延べ面積が1,400㎡の事務所に、床面積60㎡の昇降機棟の増築を行う場合は、増築に係る部分が現行の構造耐力の規定に適合し、かつ、既存の事務所の部分の構造耐力上の危険性が增大しない構造方法とすれば、既存の事務所の部分に現行の構造耐力の規定は適用されない。	「法86条の7」に「既存の建築物に対する制限の緩和」について載っており、その「1項」、及び、「令137条の2」を訳すと、「構造耐力に関する規定(=法20条)に適合せず、法3条2項の適用を受けている建築物(=既存不適格建築物)について増築等を行う場合、条件に応じて所定の構造方法に適合すれば、既存部分は、現行の構造耐力に関する規定の適用を受けない。」とわかる。その条件は「令137条の2各号」の3つに区分される。①「増築等の部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の2分の1を超える場合」、②「増築等の部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超え、2分の1を超えない場合」、③「増築等の部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1(50㎡を超える場合は50㎡)を超えない場合」。問題文は、増築部分の面積が延べ面積の1/20以下であるが、50㎡を超えているため、③には該当しない。よって、既存部分の構造耐力上の危険性が增大しない構造方法(エキスパンション・ジョイント等)としただけでは、「既存の事務所の部分に現行の構造耐力の規定は適用されない」とは、限らない(①.又は②..の規定を適用する必要がある)。問題文は誤り。	○
02121	構造	構造計算	基準時における延べ面積が800㎡の既存建築物に床面積50㎡の増築をする場合においては、増築に係る部分が現行の構造耐力の規定に適合し、既存建築物の部分の構造耐力上の危険性が增大しない構造方法とすれば、既存建築物の部分には現行の構造耐力の規定は適用されない。	「法86条の7」に「既存の建築物に対する制限の緩和」について載っており、その「1項」、及び、「令137条の2」を訳すと、「構造耐力に関する規定(=法20条)に適合せず、法3条2項の適用を受けている建築物(=既存不適格建築物)について増築等を行う場合、条件に応じて所定の構造方法に適合すれば、既存部分は、現行の構造耐力に関する規定の適用を受けない。」とわかる。その条件は「令137条の2各号」の3つに区分される。①「増築等の部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の2分の1を超える場合」、②「増築等の部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超え、2分の1を超えない場合」、③「増築等の部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1(50㎡を超える場合は50㎡)を超えない場合」。問題文は、増築部分の面積が延べ面積の1/20を超えているため、③の仕様(増築に係る部分が現行の構造耐力の規定に適合し、既存建築物の部分の構造耐力上の危険性が增大しない構造方法)では、適用除外とならない。よって誤り。	×
02122	構造	構造計算	基準時における延べ面積が800㎡の既存建築物に床面積400㎡の増築をする場合においては、増築後の建築物の構造方法が、耐久性等関係規定に適合し、かつ、所定の基準に適合するものとすれば、既存建築物の部分には現行の構造耐力の規定は適用されない。	「法86条の7」に「既存の建築物に対する制限の緩和」について載っており、その「1項」、及び、「令137条の2」を訳すと、「構造耐力に関する規定(=法20条)に適合せず、法3条2項の適用を受けている建築物(=既存不適格建築物)について増築等を行う場合、条件に応じて所定の構造方法に適合すれば、既存部分は、現行の構造耐力に関する規定の適用を受けない。」とわかる。その条件は「令137条の2各号」の3つに区分される。①「増築等の部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の2分の1を超える場合」、②「増築等の部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超え、2分の1を超えない場合」、③「増築等の部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1(50㎡を超える場合は50㎡)を超えない場合」。問題文のように、増築部分の面積が延べ面積の1/2を超えない場合、②の条件を選択することができる。同条「二号」より、「増築後の建築物の構造方法が、耐久性等関係規定に適合し、かつ、「建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準」に適合するものとすれば、既存建築物の部分には現行の構造耐力の規定は適用されない。」とわかる。よって正しい。(この問題は、コード「24134」の類似問題です。)	○

Q.
「三号以外で」
適用かされない?
⇒聞かない!
三号が適用
され301と30
E89m23

特定。

07.「既存不適格」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
23124	構造	大規模の修繕・模様替	構造耐力の規定に適合していない部分を含む、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている延べ面積3,000㎡の建築物について、構造耐力上の危険性が增大しない大規模の修繕を行う場合には、現行の構造耐力の規定の適用を受けない。	「法86条の7」に「既存の建築物に対する制限の緩和」について載っており、その「1項」及び「令137条の12」を記すと、「構造耐力に関する規定(=法20条)に適合せず、法3条2項の適用を受けている建築物(=既存不適格建築物)について大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合、規定の適用を受けない範囲は、構造耐力上の危険性が增大しないこれらの修繕又は模様替のすべてとする。」とわかる。よって、当該建築物は、現行の構造耐力の規定の適用を受けない。(この問題は、コード「22113」の類似問題です。)	○
22114	構造	構造計算	構造耐力の規定に関して建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている既存建築物について、事務所と物品販売業を営む店舗とが構造耐力の規定の適用上一の建築物であっても、各用途の建築物の部分がエキスパンションジョイントのみで接している場合、物品販売業を営む店舗の建築物の部分において増築を行うときは、事務所の建築物の部分には現行の構造耐力の規定は適用されない。	「法86条の7」に「既存の建築物に対する制限の緩和」について載っており、その「2項」、及び、「令137条の14第一号」を記すと、「構造耐力に関する技術的基準(=法20条)に適合せず、法3条2項の適用を受けている建築物(=既存不適格建築物)で、当該基準(=構造耐力に関する技術的基準)の適用上一の建築物であっても、建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイント等で構造方法のみで接している場合は、別の建築物としてみなせる部分(独立部分)となる。問題文の場合、各用途の建築物の部分がエキスパンションジョイントのみで接しているため、物販店舗部分(独立部分)に増築を行うときは、事務所部分(別の独立部分)には現行の構造耐力の規定は適用されない。よって問題文は正しい。	○
18074	避難施設	排煙設備	主要構造部を耐火構造とした延べ面積1,500㎡、地上3階建てのホテル(排煙設備に関する技術的基準に適合せず、建築基準法第3条第2項の適用を受けているもの)で、当該基準の適用上一の建築物として増築をする場合において、その増築部分と所定の防火設備により区画された既存部分には、当該基準は適用されない。	「法86条の7」に「既存の建築物に対する制限の緩和」について載っており、その「2項」、及び、「令137条の14第三号」を記すと、「排煙設備に関する技術的基準(=法35条のうち第5章第三節の規定(一部の規定を除く))に適合せず、法3条2項の適用を受けている建築物(=既存不適格建築物)で、当該基準(=排煙設備に関する技術的基準)の適用上、一の建築物であっても別の建築物としてみなせる部分(独立部分)がある場合において、その増築部分と所定の防火設備により区画された既存部分には、当該基準(=排煙設備に関する技術的基準)は適用されない。」とわかる。問題文は正しい。	○
20112	避難施設	非常用照明	非常用の照明装置を設けていないことについて、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている建築物であって、独立部分(開口部のない耐火構造の床又は壁で区画された部分)が2以上あるものについて増築をする場合においては、当該増築をする独立部分以外の独立部分には非常用の照明装置を設けなくてもよい。	「法86条の7」に「既存の建築物に対する制限の緩和」について載っており、その「2項」、及び、「令137条の14第二号」を記すと、「非常用照明に関する技術的基準(=法35条のうち第5章第四節の規定)に適合せず、法3条2項の適用を受けている建築物(=既存不適格建築物)で、当該基準(=非常用照明に関する技術的基準)の適用上、一の建築物であっても別の建築物としてみなせる部分(独立部分)がある場合において、増築する独立部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画された既存部分(令117条2項第一号)には、当該基準(=非常用照明に関する技術的基準)は適用されない。」とわかる。問題文は正しい。	○
02273	既存不適格	排煙設備	建築基準法第3条第2項の規定により排煙設備の規定の適用を受けない「事務所」について、2以上の工事に分けて「飲食店」とするための用途変更に伴う工事を行う場合、特定行政庁による工事に係る全体計画の認定を受けていれば、いずれの工事の完了後であっても、現行基準に適合するように排煙設備を設置するための改修を行う必要はない。	「法87条3項」より、「既存不適格(法3条第2項)により排煙設備の規定(法35条)の適用を受けない事務所を飲食店に用途変更する場合には、原則として、排煙設備の規定を準用する。」とわかる。ただし、「法87条の2」より、「既存不適格により排煙設備の規定の適用を受けない一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合、行政庁による工事に係る全体計画の認定を受けていれば、全体計画に係る2以上の工事のうち最後の工事に着手するまでは既存不適格を継続できる」とわかる。しかし、その「認定」の条件(第二号)として、「全体計画に係る全ての工事の完了後において、建築基準法令の規定に適合すること。」とあるため、全体計画に係る最後の工事では、現行基準に適合するように排煙設備を設置するための改修を行う必要がある。よって誤り。	×
02123	確認申請	既存不適格調書	増築をするに当たって、既存の建築物に対する制限の緩和を受ける場合においては、建築確認の申請書に、既存建築物の基準時及びその状況に関する事項を明示した既存不適格調書を添えなければならない。	「基準法規則1条の3」に「確認申請書の様式」が記載されており、その「第一号ロ(1)」より、「表2の各項(イ)欄に掲げる建築物」については、「各項(ろ)欄に掲げる図書」が必要とわかる。問題文の「既存不適格の建築物に増築をするに当たって、既存の建築物に対する制限の緩和(=法86条の7の規定)を受ける場合」については、「表2(六十一)」より、「建築確認の申請書に、既存建築物の基準時及びその状況に関する事項を明示した既存不適格調書を添えなければならない。」とわかる。(この問題は、コード「24131」の類似問題です。)	○

増築なし。
用途変更の時もチェック。

増築する独立部分以外の独立部分

事務所 増築

令137条の14.
二号、三号
の違い。

準耐火 NG.
防火設備 NG

対比 法87条の2
元々あった。
用途変更にも
出来たかな?

本試験中。
増築する(24131)

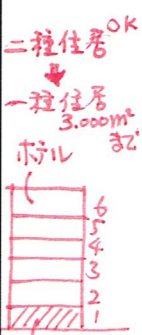
07.「既存不適格」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
23031	用途変更, 類似用途	用途変更	延べ面積5,000㎡の病院の用途を変更して、地域活動支援センターとする場合においては、確認済証の交付を受ける必要はない。	「法87条」より、「建物の用途を変更し、法6条第一号条件に該当する特建とする場合(その用途変更が類似の用途相互間である場合を除く。)には申請義務が生じる。」とある。この「類似用途」については「令137条の18」より、「ある特建に対して、条文中同じ号に記載されている他の特建を類似用途とみなす。」とわかる。その「三号」より、「診療所(患者の収容施設があるものに限る。)から地域活動支援センター(令19条より、児童福祉施設等に該当。)への用途変更は、類似の用途相互間の変更には該当する。」とわかるが、問題文は、「病院から地域活動支援センターへの用途変更」であるため、類似の用途相互間の変更には該当しない。よって、確認済証の交付を受けなければならない。	×
23032	用途変更, 類似用途	用途変更	特殊建築物等の内装の規定に適合しない部分を有し、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている延べ面積5,000㎡の病院の用途を変更して、有料老人ホームとする場合においては、現行の特殊建築物等の内装の規定の適用を受けない。ただし、大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わないものとする。	「法87条」に「用途の変更」について載っており、その「3項」より、「既存不適格(法3条第2項)の規定により内装の規定(法35条の2)の適用を受けない建築物の用途を変更する場合には、所定の条件の場合を除き、これらの規定を準用する。」とわかる。その「二号」条件より、「当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものであって、かつ、大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わない場合は、規定の適用を受けない。」とわかる。その政令である「令137条の19第1項第二号」より、問題文の「病院」から「有料老人ホーム(=児童福祉施設等)」への用途変更は、「類似の用途相互間の用途変更」とわかる。よって、現行の特殊建築物等の内装の規定の適用を受けない。	○
26033	用途変更, 類似用途	用途変更	原動機の出力の合計が3.0kWの空気圧縮機を使用する自動車修理工場において、その建築後に用途地域が変更されたため、原動機の出力の合計が現行の用途地域の規定に適合せず、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものについては、原動機の出力の合計を3.5kWに変更することはできない。	「法87条」に「用途の変更」について載っており、その「3項」より、「既存不適格(法3条第2項)の規定により用途地域の規定(法48条)の適用を受けない建築物の用途を変更する場合には、所定の条件の場合を除き、これらの規定を準用する。」とわかる。その「三号」条件より、「用途地域の規定に関しては、用途の変更が政令で定める範囲内である場合は、規定の適用を受けない。」とわかる。その「政令で定める範囲」は、「令137条の19第2項」に載っており、その「二号」条件より、「用途変更後の用途地域の規定に適合しない事由が原動機の出力等による場合、用途変更後の合計は、基準時の1.2倍を超えないこと。」とわかる。問題文の「原動機の出力の合計が3.0kWの場合、3.6kW以下(1.2倍を超えない)の変更であれば、既存不適格の適用を継続することができる。	×
23033	用途変更, 類似用途	用途変更	床面積の合計が5,000㎡のホテル部分と床面積の合計が1,000㎡の事務所部分からなる一棟の建築物で、その建築後に用途地域が変更されたため、ホテル部分が現行の用途地域の規定に適合せず、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものについて、事務所部分の用途を変更して、延べ面積6,000㎡のホテルとする場合においては、現行の用途地域の規定の適用を受けない。ただし、大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わないものとする。	「法87条」に「用途の変更」について載っており、その「3項」より、「既存不適格(法3条第2項)の規定により用途地域の規定(法48条)の適用を受けない建築物の用途を変更する場合には、所定の条件の場合を除き、これらの規定を準用する。」とわかる。その「三号」条件より、「用途地域の規定に関しては、用途の変更が政令で定める範囲内である場合は、規定の適用を受けない。」とわかる。その「政令で定める範囲」は、「令137条の19第2項第三号」より、「用途変更後の用途地域の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。」とわかる。よって、問題文の「事務所部分の用途を変更して、延べ面積6,000㎡のホテル(1.2倍を超えない)とする場合」においては、現行の用途地域の規定の適用を受けない。	○
02274	用途変更	特別興行場等	既存建築物の用途を変更して、国際的な規模の競技会を行うための「特別興行場等」として利用する場合、特定行政庁の許可を受けることにより、建築基準法第21条及び第27条の規定に基づく主要構造部に対する規制等を受けることなく、一年を超えて使用することができる。	「法87条の3」に「建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合は制限緩和」について載っており、その「5項」より「建築物の用途を変更して興行場等とする場合、行政庁が、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、原則として、1年以内の期間を定めてその使用を許可することができる。この場合、「法21条」「法27条」等の所定の規定は適用しない。」とわかる。また「6項」より「建築物の用途を変更して特別興行場等(1年を超えて使用する特別の必要がある興行場等)とする場合、行政庁が、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め、かつ、公益上やむを得ないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、使用上必要と認める期間を定めて、使用することを許可することができる(5項同様、所定の規定は適用しない。）」とわかる。尚、その「7項」より、「行政庁が、特別興行場等(6項)を許可するには、審査会の同意を得なければならない(興行場等(5項)の許可には、審査会の同意は不要。）」とわかる。	○

1項
類似用途
確認済証
要.不要

3項
類似用途

現行N4なら
原則変更可能
コ27.



事務所ホテル

対比法85条
5項
7項

※講義の最後に時間があれば皆でやってみましょう

■法令のイメージトレーニング【その7】

- ①. 最初は右半分を隠して考えてみましょう
- ②. 左欄の「数値」が記載された「条番号」は何の規定？
※その「条」がどの辺りにあるかをイメージします
※当ててすることに意味はありません。

- ③. 右欄の条番号・条文名から、どんな条件設定かをイメージ
「...以上、...を超える」「条文の構成はどうなっているか」
それをイメージしてから、法令集で条文を確認する
※他の条件や、前後の規定も確認
脳内マップを作るイメージ

■「50㎡」に関連する規定

令137条の2()

法86条の7第1項

2項
3項

令137条の2(構造耐力関係)

一号:

二号:

三号: 増築部分($\frac{1}{2}$)を超えない

($\frac{1}{2}$ 超え)
↑

増築部分. 基準時の $\frac{1}{2}$ を超え $\frac{1}{2}$ 以下

■「1/2」に関連する規定

令137条の4の3()

令137条の4の3(石綿関係)

一号: 増築部分($\frac{1}{2}$)を超えない

二号: 増築部分は現行の基準に適合

三号: 増築部分以外(被覆 固着)

令137条の6()

令137条の6(非常用の昇降機関係)

一号: 増築部分($31m \cdot \frac{1}{2}$)を超えない

■「1.2倍」に関連する規定

令137条の19()

2項二号・三号

↑ 法87条3項第三号

法87条1項

→ 令137条の18(確認申請の要・不要)

令137条の19(既存不適格を継続できる類似用途)

1項: 類似用途

2項: 用途地域(法48条)の変更の範囲

一号: 所定の用途地域の相互間

二号: 原動機の出力

三号: 床面積の合計

基準時の1.2倍を超えない。
1.2倍

現行法に適合
法48条は. 政令の範囲で
適用除外.